

報告第2号

専決処分報告

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める。

平成27年6月19日提出

芦屋市長 山中 健

記

芦屋市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

処分理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、芦屋市介護保険条例を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため。

専決第4号

芦屋市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

別紙のように、芦屋市介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成27年4月13日

芦屋市長 山 中 健

芦屋市条例第26号

芦屋市介護保険条例の一部を改正する条例

芦屋市介護保険条例（平成12年芦屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,640円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の芦屋市介護保険条例第4条第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

参 照 1

芦屋市介護保険条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

介護保険法施行令の一部改正に伴い，所要の改正を行ったもの。

2 改正の内容

保険料段階が第1段階に該当する第1号被保険者についての平成27年度から平成29年度までの保険料率を次のとおり改定する。（第4条関係）

保険料段階	改正後		改正前	
	保険料率		保険料率	
	月額	年額	月額	年額
第1段階	2,470円	29,640円	2,740円	32,880円

3 施行期日等

(1) 公布の日

(2) 改正後の規定は，平成27年度以後の年度分の保険料について適用し，平成26年度分までの保険料については，なお従前の例による。

介護保険法施行令抜粋

(特別の基準による保険料率の算定)

第39条 前条第1項の規定にかかわらず、特別の必要がある場合においては、市町村は、基準額に各年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。この場合において、市町村は、第9号に掲げる第1号被保険者の区分を合計所得金額に基づいて更に区分し、当該区分に応じて定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。

- (1) 次のいずれかに該当する者 10分の5を標準として市町村が定める割合
- イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であって、次のいずれかに該当するもの(ロに該当する者を除く。)
 - (1) 市町村民税世帯非課税者
 - (2) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
 - ロ 被保護者
 - ハ 市町村民税世帯非課税者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万円以下であり、かつ、イ、ロ又はニに該当しないもの
 - ニ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当する者を除く。)

(第2号から第10号まで省略)

(第2項から第4項まで省略)

- 5 第1項第1号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課についての法第146条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から10分の0.5を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。